

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140012	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM 600V CE/F	200MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM 600V CE/F	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－600V－CE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3605によるものとする。
- b) 規格は、公称断面積14mm²、線心数3心とする。

2 適用仕様書の明記事項

2. 3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
2. 5:C&LPS－Y00007の2. 4による。
4. 1:C&LPS－E00037の2. 4による。また、条長(1巻)は100MRとする。
5. 1 a):不要
5. 1 b):不要
5. 2:製造会社の標準品とする。

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140013	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM 600V CE／F	200MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM 600V CE／F	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－600V－CE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3605によるものとする。
- b) 規格は、公称断面積22mm²、線心数3心とする。

2 適用仕様書の明記事項

2. 3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
2. 5:C&LPS－Y00007の2. 4による。
4. 1:C&LPS－E00037の2. 4による。また、条長(1巻)は100MRとする。
5. 1 a):不要
5. 1 b):不要
5. 2:製造会社の標準品とする。

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140014	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM 600V CE/F	100MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM 600V CE/F	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－600V－CE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3605によるものとする。
- b) 規格は、公称断面積2mm²、線心数3心とする。

2 適用仕様書の明記事項

2. 3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
2. 5:C&LPS－Y00007の2. 4による。
4. 1:C&LPS－E00037の2. 4による。また、条長(1巻)は100MRとする。
5. 1 a):不要
5. 1 b):不要
5. 2:製造会社の標準品とする。

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140015	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM 600V CE/F	200MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM 600V CE/F	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－600V－CE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3605によるものとする。
- b) 規格は、公称断面積5. 5mm²、線心数3心とする。

2 適用仕様書の明記事項

- 2. 3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
- 2. 5:C&LPS－Y00007の2. 4による。
- 4. 1:C&LPS－E00037の2. 4による。また、条長(1巻)は100MRとする。
- 5. 1 a):不要
- 5. 1 b):不要
- 5. 2:製造会社の標準品とする。

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140016	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM 600V CE／F	200MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM 600V CE／F	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－600V－CE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3605によるものとする。
- b) 規格は、公称断面積8mm²、線心数3心とする。

2 適用仕様書の明記事項

2. 3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
2. 5:C&LPS－Y00007の2. 4による。
4. 1:C&LPS－E00037の2. 4による。また、条長(1巻)は100MRとする。
5. 1 a):不要
5. 1 b):不要
5. 2:製造会社の標準品とする。

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140017	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM IE／F 600V	600MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM IE／F 600V	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－IE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3612によるものとする。
- b) 規格は、導体径1.6mm、単線とする。

2 適用仕様書の明記事項

- 2.3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
- 2.5:C&LPS－Y00007の2.4による。
- 4.1:C&LPS－E00037の2.4による。また、条長(1巻)は300MRとする。
- 5.1 a):不要
- 5.1 b):不要
- 5.2:製造会社の標準品とする。

調達品目表

統制番号： K26S-021ACV7B-NG1-0012

調達要求番号	DP2451202605140018	作 成 部 課 名	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日		
仕様書番号	C&LPS－E006001－1		

品名	カタログ製品名 a)	数量
CABLE	SWCC株式会社 EM IE／F 600V	600MR
	株式会社フジクラ・ダイヤケーブル EM IE／F 600V	
	矢崎エナジーシステム株式会社 EM－IE	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1 製品に関する要求

本体の要求性能

- a) 製品に関する要求は、JIS C 3612によるものとする。
- b) 規格は、導体径2mm, 単線とする。

2 適用仕様書の明記事項

- 2. 3:調達品目表に示すカタログ製品と同等の機能・性能とする。
- 2. 5:C&LPS－Y00007の2. 4による。
- 4. 1:C&LPS－E00037の2. 4による。また、条長(1巻)は300MRとする。
- 5. 1 a):不要
- 5. 1 b):不要
- 5. 2:製造会社の標準品とする。